

(別添1)



生衛 第 816号

平成24年11月28日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長 殿

岡山県保健福祉部長

(公 印 省 略)

ミネラルウォーター類の殺菌方法について (照会)

本県では、食品、添加物等の規格基準のD 各条の清涼飲料水2の(2)の3の「原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法」による殺菌又は除菌を行う場合は、昭和62年8月18日付け衛食第130号を判断基準としてきたところですが、平成23年3月31日付け食安輸発0331第1号で、輸入食品安全対策室長から各検疫所長あてに発出された「ミネラルウォーター類の輸入届出の審査について」の2の(2)のイ、ウ及びエに示された条件は、昭和62年8月18日付け衛食第130号に基づく、殺菌又は除菌の効果の確認が行われたものと解してよろしいか。



食安監発 1128 第 2 号
平成 24 年 11 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

ミネラルウォーター類の殺菌方法について

岡山県保健福祉部長より別添 1 のとおり、照会のあった標記の件について、別添 2 のとおり回答したので、お知らせします。

(別添2)



食安監発 1128 第 1 号

平成 24 年 11 月 28 日

岡山県保健福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

ミネラルウォーター類の殺菌方法について (回答)

平成 24 年 11 月 28 日付け生衛第 816 号にて照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。



(参考)

食安輸発0331第1号
平成23年3月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ミネラルウォーター類の輸入時審査について

本年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出され、その後、国内各地域において水道法において定める水道水の暫定規制値を超過する事例が相次ぎ、特に乳児用調製粉乳の溶解水等、乳児の飲用水の不足が社会的な問題となっています。

については、輸入ミネラルウォーター類の取り扱いを、当分の間、別添のとおりとするので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

(別 添)

ミネラルウォーター類の輸入届出の審査について

食品衛生法第27条に基づく輸入届出について、検疫所における殺菌、除菌を行ったミネラルウォーター類の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（以下「告示」という。）の審査は以下のとおりとする。

1 輸入実績がある製品

食品衛生法施行規則第32条に規定する届出事項に不備がなく、かつ、輸入実績のある製品（別紙）であることが確認できる場合にあっては、追加的な報告を求めず審査を終了すること。

2 輸入実績がない製品

(1) 製造基準に関しては、告示の D 各条の清涼飲料水2の(2)の1及び3のうち殺菌、除菌の方法について確認を行うこと。

(2) 上記(1)の殺菌、除菌に関し、以下の条件に該当する場合は本省への疑義照会は不要であること。

ア 加熱殺菌：中心部の温度を85℃、30分間若しくはこれと同等以上（食品衛生研究 Vol.32, No.4参照）

イ フィルター除菌：フィルター孔径0.45 μ m 以下

ウ オゾン殺菌：CT値（溶存オゾン(mg/L) × 処理時間(min)）が1.6以上

エ 紫外線殺菌：90%以上の透過率、254nm の波長で26,000 μ W \cdot sec/cm²以上

3 告示の D 各条1に示す成分規格の検査結果については、本貨物との同一性がブランド等で確認できる場合には本貨物での検査の指導は求めないこと。また、検査を指導する場合にあっては、輸入届出の審査と平行して実施されるよう考慮すること。

(別紙 略)